

再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月・犯罪対策閣僚会議決定)に基づく施策の推進

安全・安心な生活を確保するためには犯罪や非行をした人の再犯防止対策が重要な課題であるという認識の下、
具体的な数値目標と政府全体で取り組むべき施策等を盛り込んだ初の計画。

数値目標 対策決定時に20%あった出所者の2年以内再入率を、平成33年までの10年間で16%以下に減少させる。

(過去10年間(H13-22)では2.4%の減少に留まる)

刑務所出所者等の再犯防止に向けた指導・支援を、矯正施設や保護観察所だけでなく、
ハローワークや福祉・医療機関、民間協力者も含めた多機関が連携して実施。

4つの重点施策

1 対象者の特性に応じた指導・支援の強化

少年、高齢者・障害者、女性、薬物依存者、性犯罪者、暴力団関係者等
それぞれの特性に応じた指導・支援

(施策例)

- 専門的プログラムの充実
- 高齢・障害者の出所に係る医療・福祉との連携



2 社会における「居場所」と「出番」の創出

犯罪や非行から立ち直り、責任ある社会の一員として生活していくために
必要な仕事と住居の確保

(施策例)

- 職業訓練の充実、ハローワークとの連携
- 協力雇用主の確保・支援



3 再犯の実態の調査・研究、効果的な対策の検討・実施

- ・再犯の実態や対策の有効性に関する総合的な調査研究の実施
- ・施策の効果的な推進等のための情報連携体制の構築

4 国民に理解され、支えられた社会復帰の実現

- ・“社会を明るくする運動”を始めとする広報啓発活動の充実
- ・保護司制度の基盤整備と充実・強化

対策決定以降、従来を上回るペースで出所者の2年以内再入率が減少

